

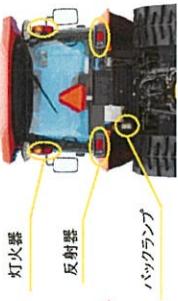
# 農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの

## 公道走行ガイドブック

### 直装式農作業機におけるチェックポイント

直装式農作業機（ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等、農耕トラクタに直接接続するタイプのもの（けん引タイプではない））であって、移動時に折りたたみや格納出来るものは折りたたみ格納した状態のものを農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

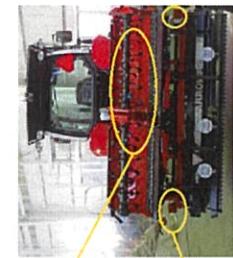
#### ノチェックポイントをクリアできれば、公道走行が可能です。



- ① 確認できない（見えない）場合に必要な対応
- 所定の位置に灯火器具類を別途設置する必要があります。

※ 単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタの場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、ヘッドライト、ウインカー、後部反射器等が装着してある場合は取付義務がないので、農作業機を装着した場合でも設置の必要はありません（その場合でも、ヘッドライト、ウインカー、後部反射器は取付義務があります）。

- ② 確認できる（見える）場合でも必要な対応
- ① 灯火器具類が確認できる場合でも、取付位置が最外側（農業機の端）から40cmを超える場合は、農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。
- ② 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。



### ②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者（国道：地方整備局、都道府県、市町村道：各市町村）から、特殊車両通行許可を得る必要があります（農道は許可を得る必要はありません）。
- ② 最外側が分かるよう、前面及び後面に外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識「全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。



- ※ なお、農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が2.5mを超える場合、①.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。
- ノ チェックその3（運行速度の確認）
- 農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性（傾斜角度）が変わるために、安定性の保安基準（30度又は35度）を満たせなくなる場合があります。

#### ① 安定性の確認方法

- ① 農耕トラクタと農作業機の組合せによる安定性の確認結果については、（一社）日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下の速度制限はありません。  
<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

#### ② 安定性が確認されていない場合に必要な対応

- ① 安定性が確認されていない場合は、運行速度15km/h以下で走行する必要があります。
- ② 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識「運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ③ 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。

#### ノ チェックその4（免許の確認）

- 小型特殊免許・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクタに農作業機を装着した状態で、寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下）、最高速度が15km/h以下の条件を全て満たす、いわゆる特定小型特殊自動車です。そのため、農作業機を装着することにより、この寸法等を超える場合は、これまでどおり大型特殊免許（農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可）が必要です。
- なお、車検制度上ではこの寸法を超えても最高速度が35km/hを超えない限り大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。



大型特殊免許で運転可能



小型特殊・普通免許で運転可能



小型特殊・普通免許で運転可能

### ノ チェックその2（全幅の確認）

- 農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。
- ① 農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。
- ② 機体左側にサイドミラーを設置する必要があります。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。



公道走行ガイドブック - 直装式農作業機におけるチェックポイント

# けん引式農作業機におけるチェックポイント

けん引式農作業機が、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置付けられ（＊）、公道走行が可能になりました。

このけん引式農作業機は、公道を走行する場合、道路運送車両法上「農耕作業用トレーラ」として農耕トラクタとは別の「自動車」として扱われます。

農耕トラクタで、マニエアスプレッダー、けん引式ブームスプレーヤ、ロールベーラー等をけん引した状態で公道走行が可能なかどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

## ノチェックその0（前提）

農耕トラクタとは別に農耕作業用トレーラとしての保安基準を満たす灯火器類をけん引式農作業機の前面及び後面に備える必要があります。また、万が一意図せずに農耕トラクタとけん引式農作業機の連結装置が分離した時であっても連結を保てるように、農耕トラクタとけん引式農作業機をチェーン等の丈夫な装置でつなぐ必要があります。

なお、けん引車は農耕トラクタに限られ、けん引式農作業機に積載可能な物品は農耕作業に必要なものに限られていますので、コンバイントレーラ等の汎用性が高いものは注意が必要です。



けん引式農作業機の幅が2.5mを超える場合に必要な対応

②幅が2.5mを超える場合に必要な対応

① 道路管理者（国道：地方整備局、都道府県道：各都道府県、市道：各市町村）から、特殊車両通行許可を得る必要があります（農道は許可を得る必要はありません）。

② 最外側が分かるよう、外側表示板を作業機の前後に設置する必要があります。

③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識▽及び、幅を他の交通に示すための表示

「全幅〇.〇〇メートル」を農耕作業用トレーラ後面の見やすい位置に表示する必要があります。

④ けん引車の農耕トラクタ運転者席にも幅を表示する必要があります。

※ なお、けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下で、けん引式農作業機の幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

## ノチェックその3（運行速度の確認）

けん引する農耕トラクタには、ブレーキが付いていないものがほとんどです。ブレーキが付いていない場合は、連続時の運行速度15km/h以下で走行する必要があります。

その場合、

- ① 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識▽及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」をけん引式農作業機には、ブレーキが付いていないものがほとんどです。ブレーキが付いていない場合は、連続時の運行速度15km/h以下で走行する必要があります。
- ② 農耕トラクタの運転者席にも制限速度を表示する必要があります。

## ノチェックその4（免許の確認）

けん引する農耕トラクタが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下（安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあっては、2.8m以下）、最高速度15km/h以下の条件（いわゆる特定小型特殊自動車の条件）を1つでも超える場合、車体でもその運転には大型特殊免許（農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可）が必要になるとともに、その大型特殊自動車免許が必要な農耕トラクターで車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引する場合、けん引免許（農耕作業用自動車限定のけん引免許でも可）が必要となります。

## 担当部署

特殊車両通行許可申請について：国土交通省道路局道路交通管理課

① 同上

② 03-5253-5663

（＊）軽自動車税の納税義務について：総務省自治税務局自動車税制企画室  
(小型特殊自動車となつた場合は、軽自動車税の課税対象となり、市町村への申告が必要となります。大型特殊自動車については、引き続き、固定資産税(償却資産)の課税対象です。)

免許等での他の事項・一般的なことについて：農林水産省生産局技術普及課

③ 03-6744-2111

農林水産省HP：[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sten/sizai/s\\_kikaku/kodosoko.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sten/sizai/s_kikaku/kodosoko.html)